

婚姻届を提出する方へ

1 必要書類

- ① 婚姻届
- ② 届出印（朱肉使用・シャチハタは不可）＊押印は任意です
- ③ 本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付住民基本台帳カード等公的機関発行の写真付証明書なら1点、資格確認書、診察券、銀行カード、通帳、年金手帳、社員証、写真なし住民基本台帳カード等の場合は合計2点）
- ④ 転出証明書（婚姻届出と同時に大磯町に転入するとき）
＊大磯町を転出する方、町内転居をする方も手続きが必要です
- ⑤ 印鑑登録証（大磯町を転出する方、後述の「印鑑登録について」に該当する方）
- ⑥ 国民健康保険資格確認書（大磯町を転居・転出する方、氏が変わる方等）
④⑤⑥に関してはお持ちの方のみ
- ⑦ マイナンバーカード、住民基本台帳カード

第三者による虚偽の届出を防ぐため、届書を持参した方のご本人様確認をさせていただきます。休日夜間の届け出やご本人様確認ができない場合には、後日届出人に「届出があったことの通知」を送付いたします。

- 2 土・日・祝日に届け出する場合は、役場がお休みのため日直が受付します。日直は内容の審査ができないため預かり扱いになり、後日町民課職員が内容を確認します。万が一内容や添付書類に不備があると受理できないこともありますので、必要書類をそろえた上で、事前に町民課での審査を受けてから届け出ることをお勧めします。

また、婚姻届と同時に住所の異動（転入・転出・転居等）は休日にはできません。後日改めて手続きしてください。

- 3 未成年者が婚姻するときは、父母（養父母）の同意が必要です。該当する方は、お申し出ください。

婚姻届提出後のお手続き

○戸籍について

婚姻届受理後、戸籍に婚姻の記載がされるまで1週間から10日程度かかります。（年末年始や長期休暇の場合はさらに日数がかかります。）

本籍が他市町村の場合は、大磯町から婚姻届を送付してからの記載となりますので、さらに日数がかかります。本籍地の市町村役場にお問い合わせください。

○受理証明書について

受理証明書の発行までには数日かかります。詳しくは職員にお問い合わせください。

○住民票について

婚姻届が受理されると、住民票の本籍欄や氏の変更について記載します。大磯町に住民票がある場合は即日で記載しますが、土日祝日に届出した場合は翌開庁日以降となります。住民登録が他市町村の場合は大磯町から通知後の記載となるため、しばらく日数がかかります。

婚姻時に同一世帯の場合、続柄が「同居人」の方は「夫」又は「妻」に変更します。同一住所でも世帯を分けていた場合は、「世帯合併届」が必要です。また、婚姻届では住所の異動はできませんので、別に手続きが必要となります。

○印鑑登録について

印影に氏を含んだ印鑑登録をした方が婚姻届により氏を変更した場合、登録は抹消されます。登録証を返却していただくか、はさみ等で切って処分してください。引き続き登録を希望する方は、再度申請してください。

○マイナンバーカード、住民基本台帳カードについて

氏・住所を変更した方は裏面に変更事項を記載しますので、お申し出ください。

○電子証明書について

氏を変更した方で電子証明書を発行されている方は、自動的に失効となります。必要な場合は再度申請してください。